

# 市民生活支援給付金 9月23日(水)に申請書を発送 1万円給付

市は、国が実施した「特別定額給付金」に加えて、独自に「市民生活支援給付金」として市民1人につき1万円を給付します。



給付対象者	令和2年9月1日に立川市に住民登録がある方
申請者	給付対象者の属する世帯の世帯主
給付額	給付対象者1人につき1万円
申請期限	12月23日(水)〔消印有効〕
給付方法	金融機関口座への振り込みにより給付
給付時期	▶市が申請書を受理した日が10月16日(金)の分まで =11月4日(水)または6日(金)のいずれかの日に振り込み ▶市が申請書を受理した日が10月19日(月)以降 =11月12日(木)以降に、おおむね1週間ごとに順次振り込み

## 申請方法 給付金を受け取るためには、郵送による申請が必要です。

- ①市から世帯主宛てに郵送された申請書で口座を指定し、世帯主が署名または記名押印
  - ②申請書に次の2つの書類を貼り付け※
    - ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写しなど)
    - ・振込先口座の確認書類(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード等の写しなど)
  - ③同封の返信用封筒で市に郵送(切手不要)
- ※②の添付書類は省略できる場合があります。くわしくは市ホームページ(上2次元コードからアクセス可)をご覧ください。

## 申請の際はご注意ください

- ・オンライン申請はできません。
- ・申請に不備があると給付が遅れることがあります。
- ・郵便が集中するため、申請書が到着するまで数日かかることがあります(返信の場合も同様)。
- ・原則として、世帯主名義の口座以外には振り込みできません。

## 問い合わせ先

**立川市新型コロナウイルス感染症総合コールセンター(市役所代表番号) ☎ (523) 2111** (土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時～午後5時。ただし、給付金に関するお問い合わせは、月曜～金曜日のみ(祝日を除く))「コールセンターへ」とお伝えください。

## ◆配偶者等からの暴力により避難している方へ

配偶者等からの暴力を理由に、立川市に住民登録があるが住民登録地以外に避難している方と、令和2年9月1日以前に市外から立川市に避難している方で、事情により住民票を異動することができなかった方は、手続きをすることで給付金を受け取れる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

## ◆市民生活支援給付金を装った詐欺にご注意ください

市民生活支援給付金に関して、市などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、銀行口座の暗証番号を問い合わせたり、手数料の振り込みを求めたりすることは、絶対にありません。不審な電話がかかってきたり、郵便やメールが届いたりしたら、一人で悩まずにご相談ください。

●立川警察署 ☎ (527) 0110 ●市消費生活センター ☎ (528) 6810

## 市議会定例会(10月1日まで開会)

令和2年第3回市議会定例会は10月1日(木)までの会期で開かれています。

- 今後の会議日程は▼9月10日(木)▶本会議(議案審議など)▼11日(金)、14日(月)～16日(水)▶決算特別委員会▼18日(金)▶総務委員会▼23日(水)▶厚生産業委員会▼24日(木)▶環境建設委員会▼25日(金)▶文教委員会▼30日(水)▶議会運営委員会▼10月1日(木)▶本会議(議案審議など)の予定です。

## 保健医療推進協議会(市民委員を募集)

保健医療施策と健康会館の運営について審議します。

▼対象▶10月1日現在、市内在住の20歳以上で、平日昼間の会議(年2回程度を予定)に出席できる方▼任期▶任命の日(11月17日)から2年間▼報酬▶1回1万8000円▼募集人数▶4人以内(選考)▼応募方法▶10月2日(金)(必着)までに、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、「立川市の保健医療について思うこと」(800字～1200字)を書いて、直接、または郵送、ファクス、Eメールで健康推進課業務係(〒190-0100)11高松町3-22-9 ☎ (527) 3632 (Fax) (521) 0422

2 ☎ kenkousuisin@city.tachikawa.lg.jp

## 西国立駅周辺地域まちづくり構想策定に向けた意見交換会(第2回)

市は、JR南武線連続立体交差化を見据えた西国立駅周辺地域まちづくり構想の策定を検討しています。構想の策定にあたり、まちづくり構想の方向性等について、市民の皆さんとの意見交換会を開催します。

時▶10月2日(金)午後7時～8時▶10月4日(日)午前10時～11時▶会場▶ましんRISURUホール5階第1会議室(定)各35人(申込順)各4人(1歳～学齢前。9月18日(金)までにご連絡ください)申▶9月10日(木)～28日(月)に、電話、または氏名、連絡先を書いてファクス、Eメールで、まちづくり推進課・内線2732 (Fax) (522) 9725 machi-zukuri@city.tachikawa.lg.jp

## 公開する会議日程

いずれも直接会場へ(先着順)。  
●建築審査会 時▶9月18日(金)午後3時から(場)市役所2階20会議室(定)5人(間)建築指導課庶務

## 見守りホットラインにご連絡を!

コール ☎ 042(506)0024

- 安否確認の通報 通年24時間
- 支援等の相談 月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

市は、支援を必要とする家庭が地域から孤立することや、孤立死等を防止するため、専用電話「見守りホットライン」を開設しています。平成30・31年度の通報件数は下表のとおりです。

受付場所	30年度	31年度
見守りホットライン	30	21
市役所代表電話等	44	49
合計	74	70

☎福祉総務課・内線1492

## 今月の納期 9月30日(水)

▶国民健康保険料第3期分▶後期高齢者医療保険料第3期分▶介護保険料第3期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください  
国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料=介護保険課介護保険料係・内線1446

- 係・内線2330
- 農業委員会総会 時▶9月25日(金)午後3時から(場)市役所1階101会議室(定)4人(間)農業委員会事務局・内線2654
- 障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会 時▶9月28日(月)午後1時30分から(場)市役所1階101会議室(定)3人(間)障害福祉課・内線1520 (Fax) (529) 8676 shougafukushi@city.tachikawa.lg.jp
- 介護保険運営協議会(計画策定等調査検討会) 時▶9月29日(火)午後3時15分から(場)市役所3階302会議室(定)5人(間)介護保険課介護給付係・内線1457

会議、講演会等に手話通訳等を希望する方は開催1週間前までに各問い合わせ先、または下記ファクスまでお申し込みください。☎ (521) 2653